

## 生命に関わる事故発生時の初期対応

### 1 特集について

事故が発生した際、学校及び教育委員会は、児童・生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、児童・生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明などが求められます。

本特集での「事故」とは、死亡事故及び重篤な事故を指します。教育活動に伴って発生した事故、学校の施設・設備の使用に伴って発生した事故の他、学校外での自殺や不登校案件等においても、昨今の状況からいじめとの関連を問われ重大事態に発展することがあります。そのため、本所ではこのような事故が起こった場合、学校から教育委員会に速やかに報告し「基本調査」を行うよう、助言しています。

そこで、本特集では、生命に関わる事故発生時の対応のうち、事故発生から事故後1週間程度までの学校及び教育委員会の初期対応について紹介します。

### 2 紙面の活用について

事故発生から事故後1週間程度までの学校及び教育委員会の初期対応について理解を深めることができます。



生命に関わる事故発生時の初期対応

事故発生一報

3日以内

基本調査の実施

寄り添った対応

関係機関との連携

心のケアの体制構築

1週間以内

教育委員会

重大事態の判断

市町村長への報告

詳細調査に移行



初期対応後の教育委員会の対応について確認することができます。

もっと詳しく知りたい

<二次元コード（読み取り or クリック）から、本特集の解説動画が視聴可能>





Webアンケートはこちらを  
読み取りorクリック

# 生命に関わる事故発生時の初期対応



詳しい解説はこちらを  
読み取りorクリック

事故が発生した際、学校及び教育委員会は、児童・生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、児童・生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明などが求められます。本特集では、生命に関わる事故発生時の対応のうち、事故発生一報から事故後1週間程度までの初期対応について紹介します。

## 事故発生一報

「事故」…死亡事故及び重篤な事故  
多摩教育事務所では、昨今の状況から基本調査を行うよう助言

学校

学校及び教育委員会

3日以内

### 基本調査の実施

その時点で持っている情報及び調査期間中に得られた情報を迅速に整理

#### 【調査の目的】

- ・今後の事故防止に活かすため
- ・被害児童・生徒やその保護者の希望に応じるため

#### ○指導記録等の確認

- ・アンケート類 ・連絡帳や生活ノート
- ・メモ ・メール等への書き込み 等

#### ○全教職員からの聴き取り

- ・事故に関する事実を記録
- ・3日以内を目途に聴き取りを実施

#### ○児童・生徒からの聴き取り（関係者、目撃者等）

※ 対象児童・生徒の保護者の理解・協力、心のケアの体制構築が前提

### 寄り添った対応

被害児童・生徒の保護者に寄り添い、信頼関係の上にとって事態に対処

#### ○意向、要望等の聴き取り

状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介

#### ○容体、状況の聴き取り（可能であれば）

無理に確認せず、今後の接触を可能とするような関係性を構築

#### ○調査の経過、情報等の説明

基本調査の経過及び整理した情報等を被害児童・生徒の保護者に適切に説明

1週間以内



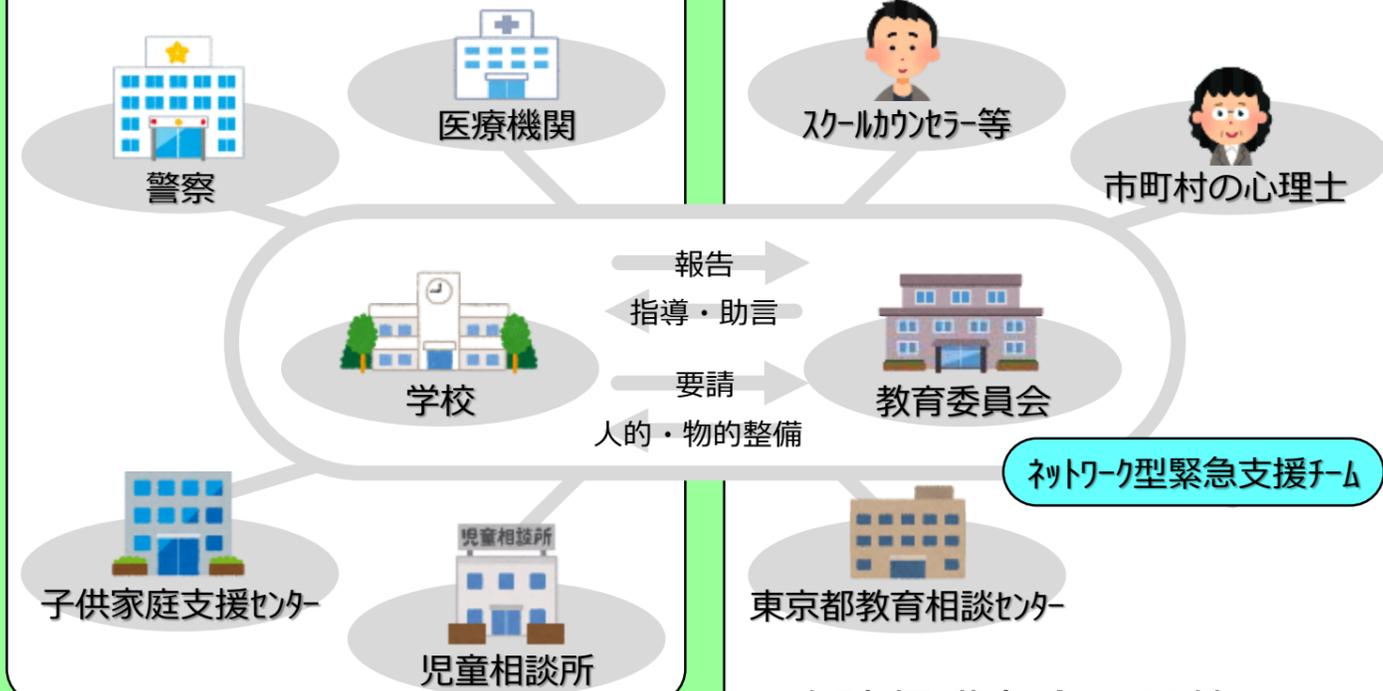
5W1Hを明確にして対応経過を記録、保管

### 関係機関との連携

平常時から関係機関との連携を図り、事故発生時も連携して対応

#### ○緊急支援チームの組織

状況に応じて学校外の専門家を加えたネットワーク型緊急支援チームを組織

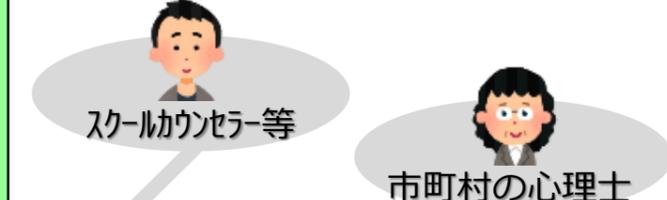


### 心のケアの体制構築

学校、家庭、地域社会が一体となって支援する心のケアの体制づくり

#### ○心のケアプログラムの実施

心と身体の健康調査及び個人面接等により、要配慮児童・生徒をチームと共有



#### ○臨時保護者会の開催

可能な限り正確な情報を伝達するとともに、家庭での見守り等を依頼



教育委員会

- いじめが背景に疑われる場合
- 教育活動自体に原因があると考えられる場合（いじめを含む）

- 重大事態の判断
- 市町村長への報告
- 詳細調査に移行

「いじめ『重大事態』への理解」の詳しい解説はこちらを読み取りorクリック



参考文献 ○ 生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）  
○ 学校事故対応に関する指針（平成28年3月 文部科学省）  
○ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月 文部科学省）

○ 子どもの心のケアのために～災害や事件・事故発生時を中心に～（平成22年7月 文部科学省）  
○ いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻【学校の取組編】（令和3年2月 東京都教育委員会）  
○ 生命に関わる事件・事故の対応について～予防と心のケアの観点から～（令和4年11月 東京都教育相談センター）